

滋医情ネ第 38 号  
令和 5 年 6 月 26 日

一般社団法人草津栗東医師会 会長 様

特定非営利活動法人  
滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会  
理事長 越 智 眞 一(公印省略)

「びわ湖あさがおネット」における  
医療情報共有化促進事業について(ご協力依頼)

向暑の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、医療介護情報連携ネットワークシステムの活用と本協議会の運営にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「びわ湖あさがおネット」では、医療機関において患者様の医療情報の共有化を促進し、地域医療における医療機関の連携強化を図ることを目的に活動を進めており、各施設から「びわ湖あさがおネット」を活用して患者様の医療情報を医療情報システムから提供される場合に、これに必要なシステムの整備を事業者へ委託して実施することとしております。

つきましては、別添「医療情報共有化促進事業実施要綱」により、令和 5 年度の事業を実施しますので、ご承知いただきますとともに、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、会員ならびに貴団体の事業所の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、本協議会から会員様や事業所様へのご案内につきましては、びわ湖あさがおネットホームページおよびポータルサイトのお知らせに掲載いたします。

この事業は、実施要綱に記載したとおり、滋賀県補助金の補助対象事業として実施するため、システム導入施設数や整備に要する経費の制限などを設けています。また、申し込み状況等によってはご希望に添えない場合もあることを申し添えさせていただきます。

※事業完了後のご利用などにあたって理解を深めていただくため、お申込いただいた施設様と施設側のベンダ様も同席していただいた説明会(Web 会議形式)を実施しております。

※この事業については、毎年募集案内を実施しており、既に医療情報連携態勢の整備が完了している医療機関や薬局は対象外となります。

問い合わせ先  
滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会事務局  
〒524-8524 守山市守山五丁目 4-30 滋賀県立総合病院内  
MAIL : contact@biwako-asagao.ne.jp

## 令和 5 年度「びわ湖あさがおネット」における医療情報の 開示接続について(募集案内)

令和 5 年 6 月 26 日

「びわ湖あさがおネット」では、医療機関において患者様の医療情報の共有化を促進し、地域医療における医療機関との連携強化を図ることを目的に、活動を進めております。

このため、本協議会では、医療情報の共有を目的に、貴施設から「びわ湖あさがおネット」を活用して患者様の医療情報を医療情報システム(診療所の電子カルテシステムおよびレセプトコンピュータシステム、病院のレセプトコンピュータシステム、薬局の調剤システムに限ります。)から提供される場合に、これに必要なシステムの整備を事業者へ委託して実施することとしております。

つきましては、別添「医療情報共有化促進事業実施要綱」により、令和 5 年度の事業を実施しますので、「びわ湖あさがおネット」を活用した情報提供をご希望の場合は、別紙「令和 5 年度事業対象施設申込書」に必要事項をご記入いただき、令和 5 年 **7 月 31 日(月)まで**に、事務局までメール([contact@biwako-asagao.ne.jp](mailto:contact@biwako-asagao.ne.jp)宛)にてご提出くださいますよう、ご案内申し上げます。

また、お申込みいただいた施設様につきましては、事前に個別説明会(WEB 会議形式)を開催します。

説明会には施設側のベンダ様も一緒に参加していただくこととなりますので、別紙「利用申込施設の説明会日程調整表」のご記入に当たっては、事前にベンダ様のご都合を確認の上、ご記入いただきますようお願いいたします。

なお、この事業については、毎年募集案内を実施しており、既に医療情報連携態勢の整備が完了している医療機関や薬局は対象外となります。(新規申込のみ対象とします。)

別添「医療情報共有化促進事業実施要綱」  
別紙「令和 5 年度事業対象施設申込書」  
別紙「利用申込施設の説明会日程調整表」

※ 申込みについては、「令和 5 年度事業対象施設申込書」及び「利用申込施設の説明会日程調整表」を必ずご提出ください。

< お問い合わせ先 >

滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会事務局

〒524-8524 守山市守山五丁目 4-30 滋賀県立病院内

Mail : [contact@biwako-asagao.ne.jp](mailto:contact@biwako-asagao.ne.jp)

# 医療情報共有化促進事業実施要綱

## 1. 目的

この事業は、滋賀県下の医療機関が、滋賀県医療介護情報連携ネットワークシステム(以下、「びわ湖あさがおネット」という。)に利用参加し、医療機関が管理する医療情報を患者同意に基づき開示することで、情報の共有化を促進することにより、地域の医療機関間の連携強化を図ることを目的とする。

## 2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会とする。

## 3. 事業の実施方法

医療情報にかかるシステムやネットワークの開発・導入等を業とする事業者へ業務委託して実施する。

## 4. 事業の対象施設

滋賀県下の病院、診療所、薬局とする。

## 5. 事業の内容

地域医療連携する医療機関が、既に利用している医療情報システム(診療所の電子カルテシステムおよびレセプトコンピュータシステム、病院のレセプトコンピュータシステム、薬局の調剤システムに限ります。)の主要情報を標準化形式(SS-MIX2標準化形式、NSIPS形式)でびわ湖あさがおネットの保存・管理領域に出力し(医療情報システムにある医療情報のうち追加・更新された差分情報のみの出力が可能であること。)、小規模医療機関情報システムを通して、患者同意のもとに連携する医療機関間で医療情報を相互に参照することを可能とする。

## 6. 整備の対象範囲

(1) この事業では、以下のシステム導入に関する整備を実施する。

- ① すでに利用している医療情報システムから、主要な医療情報を標準化形式で出力するために必要とする業務(出力システムの設計・開発・導入、ネットワークの構築作業)
- ② すでに利用している医療情報システムから出力した情報を、びわ湖あさがおネットへアップロードするために必要な業務(アップローダの導入、TLS1.2の導入)

(2) (1)以外のものは整備の対象外とする。また、特に以下については留意すること。

- ① 維持・管理にかかる業務は対象としない。
- ② 医療機関内の医療情報システムの導入、または更新にかかる業務は対象としない。
- ③ 出力した情報をアップロードするために必要なコンピュータは、各医療機関で確保すること。
- ④ インターネット接続環境の整備は、各医療機関で実施すること。
- ⑤ アクセス回線については、各医療機関の負担とすること。

## 7. 整備システムの規格等

(1) 医療情報システムに関する規格

- ① 医療機関間で患者の医療情報を共有するにあたっては、医療機関の情報システムから電子的医療情報をびわ湖あさがおネットのクラウドサーバーへ出力・送信し、クラウド側で保存・管理する方式とすること。
- ② すでに導入している医療情報システムから標準化形式(SS-MIX2標準化形式、NSIPS形式)で医療情報を出力する方式とすること。また、あわせて医療情報システ

- ムにある医療情報のうち追加・更新された差分情報のみを出力する方式とすること。
- ③ この事業により整備するシステムにおいては、他システムとの間の場合も含め、情報交換する際の規格として、厚生労働省標準規格および厚生労働省委託事業における用語／コード標準化委員会の開発方針に基づいた標準マスター(病名、手術・処置名、医薬品、臨床検査、医療材料、症状・所見、画像検査名、看護用語、歯科分野)のうち該当するものを使用すること。
- なお、厚生労働省標準規格は「保健医療情報標準化会議」の提言等を踏まえ適宜更新されるものであるため、最新の状況を確認するよう留意すること。

(2) この事業において整備するシステムは、その整備に要する経費が以下の範囲内であること。

- ・ 診療所の電子カルテシステム 上限 300千円
- ・ 病院・診療所のレセプトコンピュータシステム 上限 60千円
- ・ 薬局の調剤システム 上限 60千円

※上記費用には、業務システムからの出力及び、連携に係る費用とびわ湖あさがおネットへデータ連携する為の設定費用を含みます。

※上記費用が上限の為、場合によっては施設での自己負担金が発生いたします。

#### 8. 整備するシステム導入施設数

この事業により整備するシステム導入施設数は、以下のとおりとする。

- ・診療所の電子カルテシステム 2カ所以内
  - ・病院・診療所のレセプトコンピュータシステム
  - ・薬局の調剤システム
- 合計 6カ所以内

#### 9. 事業の取りやめ等について

- (1) この事業の申込みにより、滋賀県補助金による施設のシステム整備等が完了した後に、施設側の都合などにより、医療情報等の出力及び連携を取りやめることになった場合は、直ちに協議会に報告すること。
- (2) (1)の協議会へ報告した後、施設側ベンダと連絡調整のうえ、情報出力の設定を行ったシステムの環境を元に戻すこと。また、これに係る費用等は施設の負担とすること。

#### 10. その他

- (1) 最新の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守すること。
- (2) 医療介護連携を行う各機関や滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会との連携を図るなど、十分な協力体制の上で計画を進めること。
- (3) この事業は、滋賀県補助金の補助対象事業として実施するため、整備施設数や整備に要する経費に一定の制限を設けることとする。また、申込み状況により、整備施設数が増減することもある。なお、整備に要する経費については概算で設定しているため、超過する場合は、申込み前に相談すること。

< お問い合わせ先 >

滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会事務局

〒524-8524 守山市守山五丁目 4-30 滋賀県立病院内

Mail : contact@biwako-asagao.ne.jp

※メールでのお問い合わせをお願いいたします。

# 令和5年度事業対象施設申込書

令和5年 月 日

滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会 御中

施設名 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_

所在地 〒 \_\_\_\_\_

TEL: \_\_\_\_\_ FAX: \_\_\_\_\_

担当者職・氏名 \_\_\_\_\_

申込にあたって、以下の質問にご回答ください。(必ず、医療情報システムのベンダ様にご確認ください。)

①情報システムの種別(該当するものに○を付けてください。)

- a. 診療所の電子カルテシステム
- b. 病院・診療所のレセプトコンピュータシステム
- c. 薬局の調剤システム

②情報システムの形式名 \_\_\_\_\_  
※情報システムの形式名は、導入されている情報システムの製品名・バージョン名を記入してください。(ベンダ様に確認してください。)

③情報システムベンタ名 \_\_\_\_\_  
担当者名 \_\_\_\_\_  
連絡先(TEL) \_\_\_\_\_

※以下、④⑤については上記①のa～cに該当する施設のみご記入ください。また、④⑤については、どちらかを選択してください。なお、不可の場合は、対象施設となりませんので、ご留意願います。

④標準化形式での出力            可            不可

⑤差分の出力                    可            不可  
(差分:医療情報システムにある医療情報のうち追加・更新された情報のみ)

⑥情報の出力に必要な経費の概算 \_\_\_\_\_ 千円

※ **申込みについては、別紙「利用申込施設の説明会日程調整表」に必要事項を必ずご記入の上、申込書と一緒に提出してください。**

< お問い合わせ先 >  
滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会事務局  
〒524-8524 守山市守山五丁目4-30 滋賀県立病院内  
Mail : contact@biwako-asagao.ne.jp

## 利用申込施設の説明会日程調整表

説明会は8月中旬から9月中旬で開催する予定です。

希望日につきましては8月中旬から9月中旬の日程でご記入ください。なるべく多くの日程をご記入いただきますようお願いいたします。

	日付	時間帯	備考(時間指定等があればご記入ください)
第1希望		午前	
		午後	
第2希望		午前	
		午後	
第3希望		午前	
		午後	
第4希望		午前	
		午後	

※ 説明会は、1時間程度となります。ご希望の日程及び午前・午後のどちらかに○をお願いいたします。時間帯のご希望がある際は備考欄に記入をお願いいたします。

※ 説明会は、施設側のベンダ様も一緒に参加が必要ですので、**必ず事前にベンダ様と日程調整の上、ご都合を記入してください。**

※ 希望される日時が他の施設様と重複した場合は、協議会から重複した施設様に対して日程調整をさせていただきます。

※ 説明会は、WEB会議形式で行います。会議への参加方法などについては、日程調整結果とともに、後日ご案内いたします。

< お問い合わせ先 >

滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会事務局

〒524-8524 守山市守山五丁目 4-30 滋賀県立病院内

Mail : contact@biwako-asagao.ne.jp